

Online Appendix

1. 多項ロジット分析における説明変数の記述統計(N=191)

変数名	平均	標準偏差	最小値	最大値
政策の直接的な変化	0.262	0.441	0	1
政策への間接的な影響	0.120	0.326	0	1
行政への働きかけ	0.078	0.269	0	1
情報収集	0.094	0.293	0	1
議題設定	0.110	0.314	0	1
世論喚起	0.283	0.452	0	1
地域横断的連携	0.188	0.392	0	1
集団の組織的強化	0.079	0.270	0	1
運動の継続	0.157	0.365	0	1
拡声	0.356	0.480	0	1
主権者意識の涵養	0.073	0.261	0	1
連結の形成	0.288	0.454	0	1
連結の強化	0.079	0.270	0	1
有効会派数	3.010	0.871	1.538	4.831
知事与党議席率	0.206	0.271	0	0.733
法人格の有無	0.304	0.461	0	1
文教	0.257	0.438	0	1
福祉厚生	0.173	0.379	0	1
労働	0.115	0.320	0	1
農林水産	0.042	0.201	0	1
建設	0.042	0.201	0	1
環境	0.047	0.212	0	1
ジェンダー・家族	0.047	0.212	0	1
阻止目的	0.246	0.432	0	1

2. 質的コーディングによる主題分析のコード表と具体例¹

コード	政策の直接的な変化
定義	採択を通して願意を政策に反映させること。
取り入れ・除外条件	請願の採択による政策的な変化（予算編成及び施策政策の実施、意見書又は決議の発議、条例の制定など）についての語りを全てコーディングする。
具体例	「要望が実現された」、「制度化及び予算措置された」、「採択→助成金交付」、「この請願により、県より財政的な支援を受けることになり」、「...が増額された。...の内容が他の道府県よりも手厚いものとなったのは、当会の活動によるものとも考えています」、「この請願による議会での知事への質問や採択により、...の補助が決定した」、「『...条例の制定』に関する請願でしたが、...条例で認められ...」 「意見書を提出してもらったことにより、○○県議会としての立場を示して頂いた」
コード	政策への間接的な影響
定義	採択を介していないものの、議会の力を借りて執行部に政治的圧力をかけ、請願内容の間接的な進展及び一部の政策的変化を導くこと。
取り入れ・除外条件	請願内容の改善や一部変化の事実またはそれに対する期待についての語りを全てコーディングする。
具体例	「(当初の要望内容)ではなく、(次善策)という形だったが、.....支援は容れられ」、「整備する動きをつくることができた」、「少しずつではあるが改善への取組が行われている」、「即効性は期待できないが、.....。...への公的助成とともに(要望) ...に歩み出してきた」、「県政としての取り組みにも、進展を期待できる」、「(要望) ...での前進にも力を発揮したと考える」、「(要望内容) ...がようやく動き出したこと」
コード	行政への働きかけ
定義	行政側に訴えること
取り入れ・除外条件	要望や意見を行政（知事・執行部・自治体）に知らせることや理解させることについての語りを全てコーディングする。
具体例	「...の現状を直接行政側に伝える貴重な機会」、「住民が...行政に直接意見を伝える有効な方法」、「知事・関係部局の関心と意識を高め」、「委員会では不採択でも、行政側が委員会に出席して私たちの請願を理解してくれている。行政との懇談で、今まで成果をかちとったことが多々あるので...」、「...知事、執行部、自治体職員の勉強の機会になる」、「県民の意志を行政に伝える手段」
コード	議題設定
定義	請願を議題として挙げ、審議を経ること

¹ 自由記述の原文には請願の政策分野や内容、地域名、団体名などが含まれることがあり、修正なしの原文を共有することによって請願者が特定される恐れがある。したがって、省略符と括弧を適宜用いた上、具体例を提示している。

取り入れ・除外条件	<p>請願することで、委員会や本会議で審議されること、意見陳述の機会を得ること、そして委員会の審査に向けての会派代表者会議、党の政策組織などで審議されることについての語りを全てコーディングする。</p>
具体例	<p>「議会の中で請願した内容について議論されたこと」、「集会や要請、抗議活動だけでは、議会には届かないので請願なら審議される」、「少なくとも、議会で議論される」、「担当委員会で参考人としての意見陳述が実現出来た」、「議会でちゃんと議論してもらおう」、「県議会で話題となる」、「県〇〇党政調会では議論がなされ...」、「県議会の委員会で請願が審査された」、「議会で案件について意見を出し合う、議論することはとても大切です」</p>
コード	情報収集
定義	各会派及び議員の賛否態度とその理由、現段階における請願の課題などを洗い出すこと
取り入れ・除外条件	<p>請願に関する様々な情報—①議員と会派など政治アクターの立場及び考え方②行政アクターの立場及び考え方③内容の実現に向けての課題—を知ることについての語りを全てコーディングする。</p>
具体例	<p>「県議会各会派の動向と議員の姿勢がつかむことができる」、「請願提出により、各政党、会派の立場や主張もあきらかになり...」、「県議会各会派の態度や考え方を確認できる」、「議員一人ひとりに採決態度の明確化を求める」、「次の選挙の際に議員を選ぶ基準になる」、「請願内容に対する会派や当局の考えを知り対策をたてることができる」、「相手の（行政側）〔原文ママ〕の論拠を知ることができる」、「行政（県）〔原文ママ〕のあり方の問題点をささやかながら表に出すことができた」、「行政の考え方をあきらかにする」、「案として出されたものの問題点やすすめ方の課題が明らかと」、「更なる制度拡充には『それなりの理由』が必要で、その域に達していないことが分かった」</p>
コード	地域横断的連携
定義	複数の自治体と共に、又は全国レベルで要望活動をする事
取り入れ・除外条件	<p>類似な内容の請願及び運動が、国レベルや他の自治体で実施されていることについての語り、或いは、本請願が他の地域に及ぼす影響についての語りを全てコーディングする。</p>
具体例	<p>「全国から同趣旨の請願が集中することにより、国民の意志として反映される」、「すでに500を超える県、自治体での意見書が採択されている」、「（請願内容を実現）させることで...他の自治体への（認識）...も高め、更に国家として...の機運を高める」、「他府県でも同様の課題に対して地道で粘り強い運動、請願署名が前進させてきたことに確信をもっている」、「...請願は全国の署名活動と連携して取りくんでおり」、「このことは全国の自治体に国との交渉の中から働きかけを求める材料（実例）とすることができた」</p>
コード	世論喚起

定義	一般市民の意見や世論に影響すること
取り入れ・除外条件	請願内容に関する市民社会・地域住民（県民）の理解と協力の拡大、世論の形成及び喚起についての語りを全てコーディングする。
具体例	「マスコミ報道などで大きくとりあげられて一般市民に訴える力になる」、「...問題に対する県民の関心と世論かんき」、「世論形成の一助になる」、「世論づくりが前進している」、「市民に対する問題提起」、「広く国民へ請願内容を訴えて世論...を高める。請願内容が...国民的常織として定着していく」、「県民に知ってもらう機会」、「県民に、私達の現状を少しでも知っていただいた」、「県民に...について理解を進める」、「市民への啓発を図る」、「世論に一石を投じた」「市民の意見形成等に役に立つ」
コード	集団の組織力強化
定義	集団の結束及び活性化に役立てること
取り入れ・除外条件	集団（利益団体と社会運動組織、イシュー・ネットワークなど）の活動に本請願が役立つこと（構成員への活動報告・結束力の強化・コミュニティの活性化など）に関する語りを全てコーディングする。
具体例	「行動力を会員各位に示すことで、会員の拡大のインセンティブにもなる」、「請願は当団体の会則における主要な事業」、「取り組みを継続することによって組織の強化にもなる」、「県内会員に向けてニュースを発行」、「〇〇関連の要望であり、協同組合としての義務と心得る」、「関係する個人や団体をはげますことになる」、「日頃からとりくんでいる団体をはげますとりくみだ」
コード	運動の継続
定義	複数回にわたって請願を実施し運動を継続させること
取り入れ・除外条件	請願や運動を過去に複数回実施した経験があること、持続してきたこと、今後実施する予定であることについての語りを全てコーディングする。
具体例	「請願を提出しつづけ、少しずつ社会を切り開いていくことが大切」、「長く活動することで、要求の実現につなげる」、「何回も提出することが大切。請願は1回で終わりとせず」、「毎年少しずつではあるが改善が見られている。そのため、この請願を止めることはできないと考えている」、「議会に働きかけることの積み重ねが、議会をいずれ動かすことに結実することになる」、「運動として継続的・持続的にすすめていく必要がある」
コード	拡声
定義	当事者性に基づくなどし、請願の趣旨を公に知らせること
取り入れ・除外条件	声を発すること、意見や要望を公に知らせること、請願主体が当事者性を持つことについての語りを全てコーディングする。ただ、声を届ける対象として住民・議会・行政などが具体的に言及されている場合には除外している。一般市民や住民に知らせる意味が強調されている場合には、世論喚起に分類する。議会と行政に訴えることが強調されている場合には、それぞれ議会との連結の形成と行政への

	働きかけに分類する。
具体例	「課題の顕在化」、「問題の見える化」、「個別具体的な要求が、伝えられる」、「声なき声を発信していく」、「民意の可視化」、「現場の声を...届ける」、「働きかけがないと市民が〔原文ママ〕関心がないものとアリバイに利用される」、「市民目線からの意見具申」、「意志表示の一つと考えている。何もしなければ、後退していくのではと、危機感はある」、「住民の意志を表明することでさまざまな意見があるということを理解してもらえたらよい」、「何もしないことは、意見がないとのうけとめになる」、「直接声を届ける唯一の手段」、「住民の声があることへの認識をさせる」
コード	主権者意識の涵養
定義	請願権を行使すること、政治参加意識を向上させること
取り入れ・除外条件	憲法で保障されている請願権を行使しているという自覚を持っていることや、政治的有効性感覚レベルを高められると考えていることなど、主権者意識の涵養に資することについての語りを全てコーディングする。
具体例	「様々な請願を行うことは憲法に定められた権利行使」、「請願権の行使」、「憲法上での請願権の行使」、「請願は参政権のひとつ」、「民に与えられた唯一の請願権」、「国民に与えられた権利としての『請願権』を行使する」、「『どうせ言っても変わらない』と最初からあきらめて、聞こえないところで文句だけ言っている人が...世代には多いのですが、それを变えたくて」、「国民の政治参加の意識が向上」、「理想を求め活動をする事の意義を普及させていく」、「『声をあげれば政治は動く』『行動した意味がある』と実感されていることが大事」
コード	議会との連結の形成
定義	議会アクターに呼び掛け、リンケージを形成すること
取り入れ・除外条件	請願の内容について議会エリート（議員・議会・会派）にアピールすること（≒懇談を持つこと、関心を高めること）についての語りを全てコーディングする。ただ、議員による関心の高揚や態度の変化を促すことを超えて、視察や議会質問など議員の具体的な支持行動に関して語る場合には、議会との連結の強化として分類する。
具体例	「議会の会派それぞれに対し、私たちの主張を説明」、「県議...の意識を高め理解を深める」、「議会、議員が関心を持って、積極的かつ前向きな動議を促す効果を期待している」、「議員に説明することで...（議員の）...への認識が変わり」、「会派に対して、...ことの認識を広める」、「事前の県議会各会派への要請懇談や議会常任委員会での趣旨説明などを通じ、趣旨への賛同は広がって」、「県会議員に学習してもらおうことが力になっている」、「議員のみなさんに知っていただく良い機会だ」
コード	議会との連結の強化
定義	友好的な議員を中心に、請願関連での議会質問・視察などの支持的な行動をとってもらい、リンケージを固めること
取り入れ・除外条件	請願内容に友好的・賛同的な議員（主に紹介議員）及び会派を中心に、議会内外で

	具体的な行動をとってもらふことについての語りを全てコーディネートする。
具体例	「(紹介議員が) この請願による議会での知事への質問」、「紹介議員の方が、たくさん、県議会や付託された県議会の～委員会で質問を続けてくださった」、「紹介議員になってくれた議員は、議員みんなに請願の趣旨を説明し」、「一緒に宣伝行動をして頂けるよう要請するとか、議員の名前を借りた署名を作るとか」、「議員さん自身が、政治課題として取り組んでもらう可能性も出て...」、「紹介議員の積極的働きかけもあって、行政当局が具体的に請願内容に取り組むきっかけとなった」、「〇〇党の議員さんが地域の実情把握にこられました」、「県議も現地見学を申し出てくれた」

3. 「議会請願の実効性評価と政治過程に関する調査」の概要

3-1. 調査期間（調査票発送から調査票投函締切まで）

第1回調査（調査対象：2019年1月から2019年12月までの請願 N=498）

期間：2021年9月8日～9月29日

第2回調査（調査対象：2020年3月の請願 N=107）

期間：2021年10月1日～10月22日

3-2. 調査方法

請願文書表や請願一覧表などの議会文書に基づき、調査対象者のリスト（請願の件名と請願者の住所、団体名及び氏名）を整理した。請願1件ごとにID番号を付与した上で、一般社団法人中央調査社に郵便アンケート調査の実施を依頼した。中央調査社に依頼する具体的な業務は、調査対象者のリストに基づいたアンケート用紙の印刷と郵送・回収・回収票の入力作業であった。返送された調査票は、電算化とローデータの作成を行った。

本調査の挨拶文に調査目的、データの利用方法、プライバシーや個人情報の保護および助成金の有無について明記した上で、調査への協力の可否を調査対象者の自由な判断に委ねた。本調査は、調査票にナンバリングを行い、各調査票がどの請願に対する回答なのかを特定できる形で回収が行われた。調査対象者にとってナンバリングの存在を十分に認識できるよう、調査票の冒頭に請願の件名とid番号を記載した。また、調査対象者への説明文書において、分析結果の公表の際には全ての回答内容が匿名化・一般化されるという旨を明記した。

3-3. 調査対象

3-3-1. 重複請願の処理について

本調査は、2019年1月から2020年3月までに全国の都道府県議会に受理された請願を対象とする。ただ、受理番号が付与された請願であっても、以下の2つの場合には重複した請願だと判断し、調査対象から除外している。第一に、請願が複数の委員会に付託されることによって複数の受理番号が与えられた場合である。請願が複数の委員会の所管に属する内容である場合には、番号を与える方法が地域によって異ってくる。委員会ごとに独立の番号を付す方法、枝番号を付す方法、番号を1つにする方法の3つに大別される²。本調査の対象期間では、岩手県、茨城県で同じ請願内容に対して2つの受理番号が付与された例があるが、このように委員会ごとに独立の番号を持つ請願は1件として取り扱う。

第二に、京都府では、抗議の意志を強く表明するために、大勢の請願者が同様の請願を一斉に提出することが頻繁に見られる。例えば、2015年は「憲法違反の戦争法案を廃案にする意見書提出を求めることに関する請願」、2017年は「『共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）』法を創設しないことを求めることに関する請願」や「京都スタジアム（仮称）建設の着工中止を求めることに関する請願」、2018年は「国に『消費税増税中止を求める意見書』の提出を求めることに関する請願」、2019年は「『京都府議会として消費税10%増税に反対を表明すること』を求めることに関する請願」が数百件ずつ提出されている。本調査

² 『都道府県議会提要第14回』（都道府県議会議長会）、120-121項

の対象期間である 2019 年 1 月から 2020 年 3 月までの間には受理番号を付与された京都府の請願件数は 1156 件であるが、そのうち 1147 件が『京都府議会として消費税 10%増税に反対を表明すること』を求めることに関する請願である。京都府議会事務局は、これらの請願を会議録に記録する際に、各請願が（異なる受理番号が付与されたとしても）同様の要旨であることから、「ほか〇〇件」と、代表者としての数人～数十人を残し、他の請願者情報を省略している。本調査では、サンプルの偏りや経済性の問題に対応すべく、代表者として記録が残っている請願者だけを調査の対象としている。したがって、本調査の対象になる京都府の請願件数は、請願番号を基準にした 1156 件ではなく、38 件である。

3-3-2. 2019 年の受理件数について

表 3-1 は、調査時点を含む 5 年間における請願受理件数と京都府を除いた件数を示している³。京都府を含めた場合の請願の受理件数を見ると、本調査対象である 2019 年の請願は 1691 件と、件数が突出している。しかし、1155 件のうち消費税反対の請願が 1147 件を占める京都府を除くと、2019 年の請願件数は、2017 年や 2018 年の例年とあまり変わりがない。このことから、本調査の主な対象期間である 2019 年は、請願の件数に特異性があるわけではないと判断される。

表 3-1. 請願の受理件数⁴

	2015	2016	2017	2018	2019
京都府を含む件数	1047	658	906	968	1691
京都府を除外した件数	878	654	578	539	536

3-3-3. 住所不特定請願の処理について

請願者情報が得られなかったことによるバイアスの可能性について説明する。請願者情報が限定的に提供されるケースとしては、①議会文書の中には請願者情報が記載されているものの、議会事務局によって文書開示の際に全て黒塗りされたケース、②請願者（団体）が法人格を持たない場合に限って、請願者情報を黒塗りされたケース、③住所は黒塗りし、請願者の団体名と代表者名だけが開示されたケース、④住所と名前は不開示になり、団体名だけが開示されたケース、⑤受理後、請願文書表を作る前の段階で請願が取り下げられ、件名は記録に残っているものの、正式な請願文書表の中から請願者情報が確認できないといったケースがある。このうち、①、②、⑤のケースは調査対象からの除外を余儀なくされる。一方、③と④では、個人による請願は調査対象者から外れるものの、請願者の団体名が開示された場合には、団体名からその所在地などを調査することが可能である。そこで、本調査では、団体の所在地がウェブサイトやタウンページ、地図、ネット上の署名用紙などに一般的に公開されている場合、もしくはウェブサイト等にある問い合わせ先を通じてアンケートの送付を許可し住所を教えてもらった場合に限って、

³ 2020 年からは、新型コロナウイルスの流行により、平時の要望活動とは比較が難しい側面があるため、2019 年までの 5 年間を示している。

⁴ 2015 年から 2018 年までの件数は、『都道府県議会提要第 14 回』（都道府県議会議長会）を基にしており、2019 年の件数は、都道府県議会提要でのように受理番号の数を基準に、筆者が整理している。

対象者として含んでいる。上記の①から⑤までの理由で請願者情報が限定された地域は、秋田県、埼玉県、群馬県、新潟県、三重県、福井県、兵庫県、和歌山県、島根県、徳島県、愛媛県、長崎県、沖縄県である。表3-2における請願件数は、調査の対象期間における請願の全数である⁵。調査外件数は、上記の①から⑤までの理由で、住所が特定できなかった請願の件数である。調査件数は、請願件数から調査外件数を除外した件数、即ち、実際に調査対象になった件数である。

表3-2. 住所不特定によって調査外となった件数

地域名	請願件数	調査件数	調査外件数	地域名	請願件数	調査件数	調査外件数
北海道	10	10	0	京都府	38	38	0
青森県	4	4	0	大阪府	21	21	0
岩手県	30	30	0	兵庫県	24	14	10
秋田県	36	2	34	奈良県	5	5	0
宮城県	8	8	0	和歌山県	2	0	2
山形県	14	14	0	滋賀県	11	11	0
福島県	54	54	0	広島県	4	4	0
東京都	59	59	0	岡山県	14	14	0
神奈川県	26	26	0	鳥取県	1	1	0
千葉県	19	19	0	島根県	11	5	6
茨城県	11	11	0	山口県	9	9	0
栃木県	0	0	0	香川県	3	3	0
埼玉県	12	11	1	徳島県	9	8	1
群馬県	42	33	9	高知県	2	2	0
山梨県	12	12	0	愛媛県	17	12	5
長野県	16	16	0	福岡県	19	19	0
新潟県	10	9	1	大分県	7	7	0
愛知県	9	9	0	佐賀県	4	4	0
三重県	16	15	1	長崎県	4	2	2
静岡県	3	3	0	宮崎県	1	1	0
岐阜県	14	14	0	熊本県	14	14	0
富山県	17	17	0	鹿児島県	2	2	0
石川県	16	16	0	沖縄県	6	5	1
福井県	18	12	6	合計	684	605	79

⁵ 岩手県・茨城県・京都府において重複した請願を処理した後の件数である。(3-3-1を参照)

3-4. 調査回答者

本調査は 605 件の調査対象のうち、228 票の調査用紙から回答を得ている（回収率 37.7%）。都道府県別回答者数は、回答者の特定の懸念があるため公開しない。1~3 件しか請願が受理されていない地域の場合、地域別の回答者数を公開することは、当該請願者の回答事実を公開することになるためである。

3-4-1. 請願の政策分野

本調査は、①該当時期全体の請願／②請願者の住所が特定できたもの／③調査回答者と 3 段階で構成されているが、段階ごとのサンプルに偏りがあるかについて確認する必要がある。その 1 つの方法として、請願の政策分野の構成を検討する。政策分野の分類は、縦割り別の政策分類をした既存の研究（築山 2014; Pekkanen et al 2006 など）を参照しつつ、請願文書の要旨を検討することで行われた⁶。まずは、本調査の対象時期（2019 年 1 月～2020 年 2 月）に受理された請願の中から、各政策分野における請願内容の代表例を紹介する。文教分野の請願では、高校以下の私立学校に関する行政の所管主体が都道府県であることから、私立学校全般への公費助成の拡充が最も目立つ。なかでも、少人数学級の実現や学校の統廃合の中止、青少年施設の有効活用などの要求が掲げられている。福祉分野では、障害者、難病患者、がん患者、被災者、年金生活者、乳幼児などへの支援強化などを求める内容が主で、労働は、最低賃金の改善及び特定最低賃金の新設、長時間労働の解消などを挙げているものが多い。

次に税財政分野では、2019 年 10 月から消費税率が 10%に引き上げられたことにより、消費税引き上げの中止を求める請願が多く出されている。また、自治体と住民の暮らし全般を向上させるために地方財政の確立強化を目指した、国の財政措置や総合支援を求める請願も税財政として分類される。安保外交平和分野の請願には、オスプレイ配備や辺野古移設など米軍基地問題や、イージス・アショアの配備や自衛隊海外派遣問題、核兵器禁止条約の批准、憲法改正反対、政治倫理問題などが含まれている。商工・産業分野は、中小企業や特定業種の事業者などを支援することを目的とした、免税及び軽減措置の継続を求める内容や競争防止のための規制を求める内容などが代表的である。環境分野は、気候非常事態の宣言、汚染物質に係る規制基準の強化、原発稼働の中止、動物保護などが含まれている。ジェンダーに関する請願としては、主に女性や LGBT の待遇の平等化に主眼が置かれ、選択的夫婦別姓の導入、所得税法第 56 条の廃止、パートナーシップ制度の設置などを含んでいる。建設は、道路・交通インフラ及び公共施設の整備に関する内容などが含まれる。最後に農水分野では、2018 年の主要農作物種子法の廃止以降、県独自の種子条例を制定するように求める請願が多く出されていることが特徴的であり、豚コレラの対策や日米貿易交渉の中止などの要求もみられる。

表 3-3 は①当該時期全体の請願における政策分野の比率、表 3-4 は②住所特定後、つまり調査対象になった請願における政策分野の比率である。2 つのサンプルにおいて政策分野の構成に大きな違いはないものの、安保外交平和の分野の請願が調査対象から除外されたケースが比較的多くなっている。その直接的な原因として、秋田県で提出されたイージス・アショア関連請願 15 件が黒塗りであったことが挙げられる。2019 年、イージス・アショアの配備先として新屋演習場が適地だとした防衛省の調査報告を

⁶ 築山宏樹. 2014 「地方議員の立法活動：議員提出議案の実証分析」『年報政治学』65(2): 185-210.

Pekkanen, Robert, Benjamin Nymlade, and Ellis S. Krauss. 2006 “Electoral Incentives in Mixed-Member Systems: Party, Posts, and Zombie Politicians in Japan.” *American Political Science Review* 100(2): 183-193.

受け、秋田県の住民はその配備計画の撤回を求める内容で請願を集中的に提出したが、秋田県は請願者情報をほとんど黒塗りにしたために、住所不特定の割合が高くなっている。

表 3-3. 全ての請願（住所不特定を含む）における政策分野の比率

文教	福祉	労働	建設	商工産業	税財政
173	109	58	25	55	87
25.3%	15.9%	8.5%	3.7%	8.0%	12.7%
安保外交平和	農水	環境	ジェンダー	その他	計
88	33	30	22	4	684 (N)
12.9%	4.8%	4.4%	3.2%	0.6%	100%

表 3-4. 調査対象となった請願（住所不特定を除く）における政策分野の比率

文教	福祉	労働	建設	商工産業	税財政
160	96	55	20	53	84
26.4%	15.9%	9.1%	3.3%	8.8%	13.9%
安保外交平和	農水	環境	ジェンダー	その他	計
54	31	27	21	4	605 (N)
8.9%	5.1%	4.5%	3.5%	0.7%	100%

そして、一般的に安保外交平和分野の請願では、住所が特定されにくい任意団体や個人による提出が多い。調査対象請願 605 件のうち、何かの肩書や団体名を冠していない請願、つまり個人名による請願は、50 件あるが、個人名で出された請願で高い比重を占める分野は、消費税反対、文教、安保外交平和の順である。反対に、労働や商工分野は、組織化された組合等が主体であることが多く、住所が特定されやすい。安保外交平和分野の請願の中で「島根県議会において平成 25 年 6 月 26 日付けで決議された"日本軍『慰安婦』問題への誠実な対応を求める意見書"の撤回決議を求める請願」も、調査対象期間中、定例会ごとに計 4 件が受理されたが、これは島根県立大学名誉教授と画家・教育評論家の肩書を持つ個人によって出されたものであり、住所が特定できていない。

表 3-5. 調査回答者における政策分野の比率

政策分野	文教	福祉	労働	建設	商工産業	税財政
件数	54	39	24	13	18	29
比率	23.6%	17.0%	10.5%	5.7%	7.9%	12.7%
回答率	33.8%	40.6%	43.6%	65.0%	34.0%	34.5%
政策分野	安保外交平和	農水	環境	ジェンダー	その他	計
件数	18	8	12	14	0	229 (N)
比率	7.9%	3.5%	5.2%	6.1%	0	100%
回答率	33.3%	25.8%	44.4%	66.7%	0%	37.7%

調査回答者における政策分野比率は表3-5の通りである。請願全体→調査対象→回答者の順に政策分野ごとの比率をまとめると、文教 25.3→26.4→23.6、福祉 15.9 →15.9→17.0、労働 8.5→9.1→10.5、建設 3.7→3.3→5.7、商工 8.0→8.8→7.9、税財政 12.7→13.9→12.7、安保外交平和 12.9→8.9→7.9、農水 4.8→5.1→3.5、環境 4.4→4.5→5.2、ジェンダー 3.2→3.5→6.1 である。回答率が相対的に高くなっている分野は、ジェンダー、建設、環境、労働、福祉分野であり、農水、安保外交平和、文教関連の請願は回答率が比較的低いことが分かる⁷。

ただ、このような回答率の違いが、従属変数との関係で体系的なバイアスを起こすわけではないと推測される。なぜなら、回答率の高い政策分野、または回答率の低い政策分野がそれぞれ特定の接触パターンに偏っているわけではないからである。表3-6を踏まえれば、政党接触のパターンと一部の政策分野は密接な関連があると考えられる。分散分析の結果からも、福祉・ジェンダー・環境・農水を除く全ての政策分野においてクラスター間で有意な差があることが確認されている。ただし、回答率の高い政策分野の中で、建設分野の請願の多くが、政権与党型に帰属する一方、労働分野の請願では政権与党型が少ない。また、回答率の低い政策分野の中で、農水では政権与党型、文教では超党派型、安保外交平和ではリベラル革新型にもっとも多く、請願が位置している。

1点注意すべきことは、商工・産業分野が超党派型に属するケースは0件であり、安保外交平和と税財政が政権与党型に属するケースも0件であるということである。3つの政策分野において特定のクラスターに0という値しか存在しないということは、多項ロジット分析のモデルの中にこれらの政策分野を個別の変数として含めることがリダundantであることを意味する。従って、3つの変数は分析からは省略されている。ただし、税財政と安保外交平和に限っては、個別の政策分野としては統制されていなくとも、阻止ダミーによってその特殊性が一定程度統制されている可能性がある。税財政と安保外交平和の場合、消費税反対や軍事行動への反対を主な内容とし、他の政策分野に比べて、阻止・抵抗の性格を持つものが多いからである。

表3-6. 各クラスターにおける政策分野ごとの割合

政策分野 クラスター	文教	福祉	労働	建設	商工産業
政権与党型	8	11	1	5	11
	0.182	0.250	0.023	0.114	0.250
リベラル革新型	9	10	11	2	3
	0.145	0.161	0.177	0.032	0.048
超党派型	32	12	10	1	0
	0.376	0.141	0.118	0.012	0.000
計	49	33	22	8	14
	25.7%	17.3%	11.5%	4.2%	7.3%

⁷ 「その他」に分類される請願は、調査対象件数が4件と非常に少ないため、回答率を他の政策分野と比較することは難しい。

政策分野 クラスター	税財政	安保外交平 和	農水	環境	ジェンダー	計
政権与党型	0	0	4	2	2	44 件
	0.000	0.000	0.091	0.045	0.045	1.00
リベラル革新型	7	10	2	5	3	62 件
	0.113	0.161	0.032	0.081	0.048	1.00
超党派型	15	7	2	2	4	85 件
	0.176	0.082	0.024	0.024	0.047	1.00
計	22	17	8	9	9	191 件
	11.5%	8.9%	4.2%	4.7%	4.7%	100%

4. 分析結果の頑健性の確認

分析結果の頑健性を確認するために、統制変数を除外したシンプルなモデルを利用して同様の分析を行った。表 4-1 では、統制変数を含んだモデルに比べて、超党派型における情報収集のオッズ比が小さくなっていることが観察される。もっとも、限界効果の大きさは類似しており、超党派型と情報収集が強く関連していることに変わりはない。そして、超党派型における主権者意識の涵養の限界効果が、本文の分析結果と異なって統計的に有意になっている。こうした結果を除けば、政治環境的要因や請願の性格などに関する統制変数を除いた Appendix 表 4-1 の結果は、本文の表 3 及び図 1 の分析結果と比べて知見の相違がほとんど見られない。

表 4-1. 統制変数を除外したモデル

	リベラル革新型		超党派型		政権与党型
	exp(b)	限界効果	exp(b)	限界効果	限界効果
政策の直接的な変化	0.201 *** 0.108	-0.131 * 0.073	0.277 *** 0.133	-0.084 0.083	0.215 *** 0.071
政策への間接的な影響	0.142 * 0.146	-0.282 *** 0.064	1.320 0.923	0.249 ** 0.106	0.033 0.098
行政への働きかけ	10.715 ** 12.924	0.303 ** 0.126	5.546 8.73	-0.133 0.123	-0.170 ** 0.075
情報収集	3.075 3.836	-0.117 0.099	8.848 * 10.092	0.298 *** 0.110	-0.181 *** 0.067
議題設定	10.055 ** 11.596	0.222 ** 0.110	4.498 5.116	-0.040 0.109	-0.182 *** 0.067
地域横断的連携	6.458 ** 5.275	0.171 * 0.092	3.585 * 2.763	-0.007 0.091	-0.163 *** 0.059
世論喚起	5.078 ** 3.489	0.023 0.073	6.805 *** 4.366	0.181 ** 0.079	-0.205 *** 0.053
組織力の強化	0.756 0.673	0.028 0.124	0.521 0.440	-0.097 0.125	0.069 0.114
運動の継続	1.193 0.786	0.022 0.089	1.079 0.674	-0.007 0.095	-0.015 0.075
拡声	0.632 0.345	-0.055 0.068	0.817 0.413	0.015 0.076	0.039 0.063
議会との連結の形成	0.365 * 0.219	-0.139 ** 0.067	0.783 0.416	0.070 0.080	0.069 0.069
議会との連結の強化	0.097 ** 0.112	-0.243 *** 0.093	0.454 0.323	0.058 0.128	0.185 * 0.112
主権者意識の涵養	0.406 0.464	-0.223 *** 0.086	2.277 2.052	0.271 ** 0.125	-0.049 0.107
cons	1.950 0.847		1.550 0.649		

注 N=191。ベース・カテゴリ：政権与党型。chi-squared = 80.89***。Pseudo R2= 0.1991

* p<0.1 ** p<0.05 *** p<0.01。

5. 本稿の分析に使われた調査項目の質問文と単純集計の結果

Q. 請願の紹介を引き受けた(都道府県議会)議員の所属会派を回答してください。(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

- | | |
|---------------------|-------------|
| 1 自民系会派 | 6 維新の会系会派 |
| 2 旧民進系(立憲民主・国民民主)会派 | 7 都民ファーストの会 |
| 3 公明系会派 | 8 その他(諸派) |
| 4 社民系会派 | 9 無所属 |
| 5 共産系会派 | |

総数	自民系 会派	旧民進 系会派	公明系 会派	社民系 会派	共産系 会派	維新の 会系会 派	都民フ ァース トの会	その他 (諸派)	無所属	無回答
228(N)	58	57	28	38	158	1	6	27	36	4
100(%)	25.4	25.0	12.3	16.7	69.3	0.4	2.6	11.8	15.8	1.8

Q. 請願を紹介するように問い合わせた議員の所属会派を回答してください。紹介の依頼を受け入れてくれたか否かに関わらず、紹介を要請したことがあれば、その議員の所属会派をすべて選んでください。(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

- | | |
|---------------------|-------------|
| 1 自民系会派 | 6 維新の会系会派 |
| 2 旧民進系(立憲民主・国民民主)会派 | 7 都民ファーストの会 |
| 3 公明系会派 | 8 その他(諸派) |
| 4 社民系会派 | 9 無所属 |
| 5 共産系会派 | |

総数	自民系 会派	旧民進 系会派	公明系 会派	社民系 会派	共産系 会派	維新の 会系会 派	都民フ ァース トの会	その他 (諸派)	無所属	無回答
228(N)	155	129	112	78	149	22	15	52	73	3
100(%)	68.0	56.6	49.1	34.2	65.4	9.6	6.6	22.8	32.0	1.3

Q. 請願はあなたの要望を実現するためにどのくらい効果的な手段だと認識していますか。

- 1 全く効果がない
- 2 あまり効果がない
- 3 どちらとも言えない
- 4 やや効果がある
- 5 効果がある

総数	全く効果がない	あまり効果がない	どちらとも言えない	やや効果がある	効果がある	無回答
228(N)	3	22	21	84	90	8
100(%)	1.3	9.6	9.2	36.8	39.5	3.5

(Q11で「やや効果がある」「効果がある」と答えた方に)

⇒Q. 請願の効果があると評価する理由は何ですか。ご自由にお書きください。

該当者	記入あり	記入なし
174(N)	159	15
100(%)	91.4	8.6

Q. あなた(の団体)が提出した請願には、どのような意義があると思われますか。ご自由にお書きください。

総数	記入あり	記入なし
228(N)	191	37
100(%)	83.8	16.2

⇒効果と意義各々の有効回答数は159件と191件。請願の効果と意義の中でいずれかに回答した件数は228件のうち197件。